

農林水産省

[会見・報道・広報](#)
[政策情報](#)
[統計情報](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[農林水産省について](#)
[ホーム](#) > [輸出・国際](#) > [各国の食品安全関連規制](#) > [台湾への対応](#) > 台湾におけるクロルピリホスの残留農薬基準値削除について


台湾におけるクロルピリホスの残留農薬基準値削除について

最終更新日：令和4年3月17日

概要


- 台湾行政院農業委員会は、2017年からクロルピリホスの再評価を行い、台湾においてクロルピリホスの使用量が多く摂取リスクが高い傾向にあること、同剤の代替農薬があること等から、2019年に、摂取量が多い35品目（米、葉菜類、かんきつ類及びバラ科の果樹等）を当該農薬の適用作物から除外しました。
- これを受け、台湾衛生福利部は、上記35品目のうち30品目について、専門家会議における審議、パブリックコメントを経て、2021年8月18日に残留農薬基準値を削除しました。残る5品目についても、2022年に残留農薬基準値を削除する改正を行う予定としていました。その後、削除を行う品目が5品目から32品目に変更となり、2022年2月9日から4月10日までの間、32品目を対象とするパブリックコメントを実施しています。※今後の改正のスケジュール等の新たな情報が得られましたら随時更新いたします。
- クロルピリホスの基準値が削除されることにより、今後は、クロルピリホスの一律基準値（青果物：0.01ppm、穀類：0.02ppm、茶：0.05ppm（台湾のクロルピリホスの検出下限値と同じ値））が適用されます。
- 台湾向けに青果物等を輸出している事業者におかれては、上記品目を輸出する際には、予めクロルピリホスの使用の有無や残留の有無を確認いただく等の対応をお願いいたします。

台湾の残留農薬規制の実態等について

- 台湾による残留農薬検査で、基準値の設定がない農薬が検出され不合格となった場合は、廃棄又はシップバックとなります。また通常の検査率は2～10%ですが、同業者かつ同産地（国）かつ同貨物コードの商品が一度不合格となると、強化検査（20～50%）が適用され、二度不合格となると全ロット検査（100%）の対象となりますのでご注意ください。
- 検査費用は全ロット検査の場合のみ、輸入事業者が負担することとなっています。
- 輸出前に残留農薬検査を実施し、その結果を添付することで、輸入時の検査が免除されることはありません。
- 台湾による残留農薬検査の過去の不合格事案は[こちら](#) （台湾衛生福利部食品薬物管理署ウェブページ（外部リンク））で公表されています。

クロルピリホスの基準値が削除された30品目


米類、ながいも、**たまねぎ**、**かんしょ**、アスパラガス、にんじん、果菜類、インゲン豆、やまもも、びわ、カラシナ、バジル、シソ、ヒカマ、エノコログサの根、ヒロハヤブマメの根、ローゼル、ナタマメ、ペニバナインゲン、フジマメ、ササゲ、ライマメ、エンドウ、キマメ、シカクマメ、ソラマメ、ヒヨコマメ、ライチ、リュウガン、インドナツメ

- 上記品目のうち、たまねぎ及びかんしょについては、日本において、クロルピリホスを主成分とする農薬の適用作物となっています。（該当農薬の詳細は[こちら](#)(PDF：40KB) 
- 基準値が削除されたため、台湾による残留農薬検査でクロルピリホスが一律基準値以上検出された場合、廃棄又はシップバックとなります。



2022年にクロルピリホスの基準値が削除される予定の32品目

包葉菜類（アブラナ科の葉菜類（キャベツ、はくさい、ブロッコリー、結球レタス等））、小葉菜類（リーフレタス、ねぎ、セロリ等）（バジルを除く）、カリフラワー、梨果類（**りんご**、**なし**（西洋なしを含む。以下同じ）（インドナツメを

除く)、**もも**、プラム、うめ、おうとう、かき等)、**かんきつ類**、**大豆**、大麦、小麦、小麦粉、パセリ、アーモンド、ベニバナインゲン(乾燥)、キンセンカ、カモミール、アメリカクルミ、クルミ、コショウ、ジャスミン、香辛植物(果実)、香辛植物(根茎)、香辛植物(種子)、レモンバーム、モクセイ、ササゲ(乾燥)、クマツヅラ、オノガノ、レーズン(干しぶどう)、アキノタムラソウ、精製大豆油、キマメ(乾燥)、ミント、ソラマメ(乾燥)

- ❖ 上記品目のうち、りんご、なし、もも、かんきつ類及び大豆については、日本において、クロルピリホスを主成分とする農薬の適用作物となっています。(該当農薬の詳細は[こちら\(PDF: 69KB\)](#) )

支援事業について

- ❖ R4年度当初予算 輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業
病虫害防除や残留農薬基準等の課題に対する技術的支援を予定しています。(詳細は[こちら\(PDF: 529KB\)](#) )
- ❖ R4年度当初予算 施設認定等検査支援事業
円滑に輸出を行うために事前に残留農薬検査を行う場合の支援を予定しています。(詳細は[こちら\(PDF: 442KB\)](#) )

参考

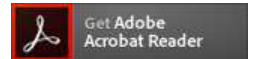
- ❖ 農薬残留容許量標準 (台湾衛生福利部食品薬物管理署HP)
<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=27246>  (外部リンク)
- ❖ 諸外国における残留農薬基準値に関する情報 (農林水産省HP)
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html
- ❖ 米国におけるクロルピリホスの残留農薬基準値削除について (農林水産省HP)
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/us_chlorpyrifos.html

お問合せ先

輸出・国際局輸出支援課

担当者：国内円滑化対応チーム
代表：03-3502-8111 (内線4310)
ダイヤルイン：03-3501-4079

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111 (代表) [代表番号へのお電話について](#)
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

- ❖ [サイトマップ](#)
- ❖ [プライバシーポリシー](#)
- ❖ [リンクについて](#)・[著作権](#)
- ❖ [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries